

【諮問第 1 0 2 号】

1 5 川個審第 5 号
平成 15 年 8 月 20 日

川崎市長 阿 部 孝 夫 様

川崎市個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

個人情報の記録の外部提供中止請求に対する拒否処分に関する不服
申立てについて（答申）

平成 1 4 年 1 1 月 1 9 日付け 1 4 川多区第 2 6 3 号をもって諮問のありました個人情報の記録の外部提供中止請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて、次のとおり答申します。

【諮問第102号】

1 審査会の結論

不服申立人の個人情報外部提供中止の請求に対し、川崎市長（以下「実施機関」という。）が行った拒否処分は、妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

(1) 不服申立人は、平成14年9月4日付けで実施機関に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年条例第26号。以下「条例」という。）第16条の規定により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法律」という。）に規定する本人確認情報を住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）へ提供することの中止を求める個人情報の記録の外部提供の中止を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 実施機関は、同日付けで本件請求に対して拒否する処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 不服申立人は、平成14年11月18日付けで本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った（当審査会諮問第102号）。

3 不服申立人の主張要旨

平成15年1月22日付け意見書及び同年3月11日実施の意見陳述によれば、不服申立人の主張要旨は、次のとおりである。

人権を守る法律の制定がない限り、条例を無効にしている。

住基ネットは、すべての国民を11桁の番号で管理するもので、個人の尊厳を冒とくするものであり、住民基本台帳に関する保護法がない現在、市は一人一人の人権を考え、その権利を守るため、直接個々に問いかけるべきである。

住基ネットによる番号制は、日本人・市民の人権を無視（賛否を問わずに）して国民の代表である国会議員が法律を、またこの法律に基づいて市長が条例を定めてしまったが、これは非であり、市民を無視したものである。

川崎市の情報が神奈川県へ流れ、そして国に集中し、全国に流される。これは、川崎市の条例だけの問題ではない。

また、神奈川県には、特別な住基ネット対策は定められておらず、国民の重大な用件にもかかわらず、住民に問いかけもせず、議員も公務員も関心があるとは思えない。

住基ネットで、市民が得るものはなにか。利用者は誰か。

ネットの構築に無駄な税を使用している。

個人情報の保護法が制定されていない現在、誰がプライバシーを守るのか。

4 実施機関の主張要旨

平成14年12月10日付け処分理由説明書及び平成15年2月4日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

本人確認情報を神奈川県知事へ通知することは、法律第30条の5第1項の規定による住民基本台帳事務の一環であり、個人情報の保管等に係る届出業務の目的の範囲を超えていない。

したがって、届出業務の目的の範囲内の行為であるから、条例第 10 条第 2 項の規定によらないで個人情報の記録の外部提供を行ったものではない。

5 審査会の判断

(1) 住基ネットへの本人確認情報の提供は、「届出業務の目的の範囲」内か

条例第 16 条は、「何人も、実施機関に対し、第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定によらないで本人の個人情報の記録の目的外利用等がされているときは、当該目的外利用等の中止を請求することができる。」とし、条例第 10 条第 2 項は、「実施機関は、審議会の意見を聴いて認めたときを除き、届出業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに当該個人情報の記録の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。」と定めている。そこで、条例上において、個人情報の記録の外部提供に対する中止請求が認められるのは、「届出業務の目的の範囲を超えて」外部提供が行われている場合であって、かつ「審議会の意見を聴いて認めたとき」に当たらない場合である。

本件については、「個人情報業務届出書」(60 川市庶第 559 号。昭和 60 年 12 月 24 日)によれば、届出業務の名称は「住民登録業務」、業務の目的は「住民基本台帳法等に基づき、住民登録関係の業務を行う。」とされており、法律の一部改正による住基ネットの導入は、その限りで上記届出業務の目的の範囲内にあると解することができる。

(2) 個人情報の保護がなされていないので外部提供すべきでないとの主張

不服申立人は、個人情報の保護がなされていないので、外部提供を中止すべきであると主張する。住民基本台帳法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第 1 条第 2 項に「施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」とあったが、本件申立時は「所要の措置」の中心となる個人情報保護法制はいまだ整備されていなかった。その後、改正法施行時に間に合わなかったものの平成 15 年 5 月 30 日、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)が公布され、法律は、基本法である個人情報の保護に関する法律に対して個別法と位置づけられ、住基ネットは個人情報の保護に関する法律と共通の考え方を基礎として法律の関係規定等により個人情報保護措置が講じられる形となった。

実施機関は、住基ネット第二次稼動を前にした平成 15 年 5 月 30 日、条例第 12 条第 2 項「実施機関は、届出業務に係る個人情報を処理するに当たって、個人情報ファイルを実施機関以外の個人情報ファイルと結合しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない」との規定にのっとり、個人情報保護運営審議会に諮問し、同年 7 月 2 日、同審議会は本市のセキュリティ体制に万全を期し、他の市町村についても十分な保護措置が図られるよう国・県に対して要請する旨の答申をしている。

もっとも、法律の改正規定が必ずしも住基ネットへの市区町村又は個人の参加を義務づける趣旨ではなく、住基ネットへの参加は任意であると解することができる場合、又は改正法附則第 1 条第 2 項にいう個人情報の保護に万全を期

する「所要の措置」が明らかに著しく不十分であると解する場合には、住基ネットへの本人確認情報の一律提供は「届出業務の目的の範囲」を超えるとみて、個人の選択による外部提供中止請求を容認する余地が、全くないとはいえないであろう。

しかしながら、法律第30条の5は市区町村の住基ネットへの参加の原則を規定しており、本人同意（選択）制を認める趣旨の明文の規定は存在しない。また、上記「所要の措置」の具体的内容についても法律上明確に定められているわけではなく、現状において、これが一見して明らかに著しく不十分であると断じうる事情もない。したがって、実施機関が、法律に基づく届出業務の範囲内であるとして本件請求を拒否したことが、明らかに憲法の趣旨に反し、自己情報コントロール権を侵害するとまで断じることが困難である。条例上に定められた自己情報の削除請求及び目的外利用・外部提供の中止請求の対象は、あくまでも条例の規定に反する個人情報の取扱いがあった場合に限定されており、条例が保障する自己情報コントロール権の限界もまたそこに画されている。

なお、上述した当審査会の判断は、いうまでもなく、実施機関において、法律の改正規定が必ずしも住基ネットへの市区町村又は個人の参加を一律に義務づける趣旨ではないと解し、又は改正法附則第1条第2項にいう「所要の措置」が明らかに著しく不十分であると解することを妨げる趣旨ではなく、したがって、憲法上又は条例上の自己情報コントロール権を万全に保障する趣旨から住基ネットへの参加について本人同意（選択）制を採用することを、現行法上容認できないとするものではないことを付言しておく。

よって、前記1記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市個人情報保護審査会（五十音順）

委員	安	達	和	志
委員	岡	村	道	代
委員	奥	宮	京	子
委員	加	藤		隆
委員	安	富		潔